

全調政連 ニュース No.25 13

H25.6.21

発行責任者 幹事長 小沢 宏

「自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟」総会開催される

去る平成25年6月20日に「自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟」総会が開催されました。自由民主党からは、高村正彦会長、保岡興治顧問、塩崎恭久幹事長及び後藤茂之法務副大臣をはじめ、多数の先生方をご参加いただきました。

全国土地家屋調査士政治連盟は、横山会長、市川副会長、小沢幹事長及び椎名副幹事長が、平成25年6月19日に新役員となられた日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）林千年会長、岡田潤一郎・加賀谷朋彦・菅原唯夫・宮嶋泰各副会長及び竹谷喜文理事と共に参加をいたしました。

本総会は、2つの要望を中心に提案がなされました。この要望について当政治連盟及び連合会は、1.土地家屋調査士報酬額基準の設定について 2.環太平洋経済連絡協定(TPP)の越境サービス貿易分野の交渉における意見聴取と慎重かつ適切な対応についての要望をさせていただきました。この両問題については、昨年度より各党勉強会等において要望してきたところではありますが、今回は議員連盟総会での要望であり各先生方においても強い意志の素子の問題に取り組んでいただけるものとの回答をいただきました。

なお、詳細については以下のとおり。

平成25年6月20日

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟

会長 高村正彦 殿

全国土地家屋調査士政治連盟 会長 横山一夫

日本土地家屋調査士会連合会 会長 林 千年

政策要望

平素より土地家屋調査士制度に深いご理解をいただきますとともに私どもが行う諸要望等の実現にご高配賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、下記の諸点につき、その実現について要望いたしますので、なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

1 土地家屋調査士報酬額基準の設定について

平成14年の土地家屋調査士法の改正により、土地家屋調査士会の会則記載事項から報酬に関する規定が削除されたのは、規制改革推進3か年計画を実現するためのものでしたが、この規制緩和が実施されたことにより、個々の土地家屋調査士が独自に定める報酬基準（土地家屋調査士法施行規則第21条）により業務報酬を得ることになりました。

他方、表示登記に関する官公署発注の代理業務においても、「財務大臣通達公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）」に従い、一般競争入札が導入されております。

土地家屋調査士は、所有者の代理人として、土地や建物の表示に関する登記手続を遂行する中で、国民の不動産に係る権利の保全に努めるとともに、安定した生活環境の創生に力を注いでおります。

また、私ども、土地家屋調査士は、表示に関する登記申請の95%以上に関わり、法務局が行う登記行政の補完的立場にあるともいえます。

このように、私どもは、公正、誠実を旨とし業務を行うことから、準公務員的立場にあり、加えて、業務の成果が、そのまま、国が行う地図の公示に直結しているところから、受ける報酬額も、国民生活の安心と安全に資することができる作業が行える額であるべきと考えます。

このように、私どもが受ける報酬は、平成14年以前と同様な法務省認可の報酬基準によることが望ましいと考えますので、この旨要望します。

2 環太平洋経済連絡協定 (TPP) の越境サービス貿易分野の交渉における意見聴取と慎重かつ適切な対応について

TPPの交渉については、日本が参加する方向になりましたが、急速な早さでの進展が認められることから、早急に、資格者団体等からの意見聴取が行われ、適切な対応がされることが求められていると考えます。

私ども、土地家屋調査士は、土地家屋調査士法第1条にいう、「不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする」を念頭に置き、業務にまい進しております。

TPPにおける越境サービス貿易分野の交渉において、他国からの資格・免許の相互認証が求められる可能性があります。特に、私どもの業務は、直接、国民の権利（不動産）と結びついているものであって、相互認証ともなれば、社会秩序に精通しない者が、業務に従事することにもなりかねず、国民に対して多大な混乱と迷惑がかかることが容易に想定できます。

よって、政府におかれましては、国民に不利益とならないよう、TPP参加交渉に際しては、慎重かつ適切な対応を要望するものであります。











